

オンライン化

促進支援事業費補助金

対象事業費の **2/3** 以内 上限 **500,000円**

待ったなしのDX時代! (DX: デジタルトランスフォーメーション)

この機会にデジタル化を進めてみませんか!

新型コロナウイルス感染症の拡大防止や、緊急時における事業継続対策として、在宅勤務やWeb商談会等のためのテレワーク環境の整備による職場環境改善に取り組む事業者に対して、市が補助金を交付します。

【主な対象経費】 (例)

- ・在宅勤務を行うためのコンピュータ、周辺機器の購入費
- ・サテライトオフィスにおけるネットワーク構築作業費 等



対象者

市内に事業所等を有する中小企業及び小規模事業者

- ※1 個人事業主を含みます。
- ※2 令和2年度に「米沢市オンライン化促進支援事業費補助金」の交付を受けた事業者を除きます。

対象事業

令和3年4月1日から令和3年12月20日までの間に、
対象者がテレワーク環境の整備を行う事業【対象経費は裏面参照】

申請期間

令和3年**5月10日**(月)～令和3年**12月20日**(月)
ただし、予算には限りがあり、その上限に達した場合は申請期間内であっても受付を終了しますので、何卒ご了承ください。

申請受付・問合せ窓口：米沢市産業部商工課 工業労政担当

〒992-8501 米沢市金池5丁目2番25号 TEL: 0238-22-5111

URL: <http://www.city.yonezawa.yamagata.jp/5498.html>

対象経費（一覧）

（消費税及び地方消費税を除く。）

経費区分	対象機器等（具体例）
① 機器等購入費 （各税抜10万円未満で、完成品に限る）	パソコン、タブレット(スマートフォンを除く)、ディスプレイ・モニター(テレビを除く)、キーボード、マウス、プリンター、スキャナー、VPNルーター、サーバ・NAS、無線LAN機器(親機、子機)、Web会議用機器(カメラ・スピーカー・ヘッドセット)、リモートWOL装置
② ソフトウェア購入費	導入型ソフトウェア(テレワーク環境整備のためのソフトウェアに限る)
③ 委託費	ネットワーク構築作業費/VPNルーター等、機器の設置・設定作業費、導入機器、導入ネットワークの保守費用、導入機器等の操作説明等に係る委託経費(研修費用・マニュアル作成費)
④ 賃借料	パソコン等、上記「機器等購入費」に記載の機器等をリースする場合のリース料
⑤ 使用料	コミュニケーションツール(会議システム、チャット、データ共有)利用料、管理ツール(勤怠管理、在籍管理、業務管理)利用料、業務ソフトウェア利用料、セキュリティソフト利用料、リモートアクセスツール利用料、グループウェア(ワークフロー、リモートワークアプリ)利用料 ※いずれもテレワーク環境整備のためのものに限る

※汎用性が高いと認められるものについては、区分にかかわらず対象外となります。

交付申請

右の書類(各1部)を受付窓口あてに郵送してください。

※受付窓口はオモテ面に記載

● 郵送の際には、封筒に「補助金申請書類在中」とご記入ください。

- (1) 補助金交付申請書 [様式第1号]
- (2) 事業計画書 [様式第2号]
- (3) 収支予算書 [様式第3号]
- (4) 補助対象事業に係る費用がわかる資料の写し(見積書等)
- (5) 誓約書 [様式第4号]
- (6) 市税の納税証明書(直近のもの) ※写しでも可
- (7) 振込口座の通帳の写し

申請にあたっての注意事項

・本補助金は、テレワーク環境（在宅勤務、モバイルワーク、Web会議への対応等）の整備事業に要する経費を補助対象としており、**現在のオフィス環境の単純な整備・改善や業務効率化のために行われる事業は補助対象外**となります。

・本補助事業の流れは以下のとおりです。

申請 → 交付決定 → 事業実施 → 実績報告 → 補助金額の確定 → 補助金の振込
実績報告にあたっては、補助事業に係る全ての支払い及び納品が完了していることが必要です。なお、報告期限までに完了できないものについては対象外となります。

